

皆さんの暮らしを安心なものに

国保から大切なお知らせ

国民健康保険は、加入されているみなさんの納める国民健康保険税(国保税)により運営されています。国保税は納期内に納めていただくとともに、医療費を抑制するため、ジェネリック医薬品の活用や、健康診断の受診による早期発見・早期治療に努めましょう。



◆新しい保険証(はだ色)を郵送します

現在使用している保険証は、3月31日で有効期限切れとなります。4月1日から使用できる新しい保険証を、3月末までに簡易書留で郵送します。

※期限切れの保険証は、各自で処分をお願いします。

◆次の方はご注意ください

①4月2日以降に75歳に到達する方

保険証の有効期限は、75歳の誕生日の前日までとなります。誕生日までに、後期高齢者医療制度の保険証をお渡しします。

②右上に㊦と表示のある保険証をお持ちの方で、4月1

日以降65歳に到達する方
保険証に誕生日の末日(誕生日が月の初日の場合は前月の末日)までが、退職者医療制度の対象である旨が記載されています。また、退職者に扶養されていた方で、退職者本人が先に65歳に到達する場合、退職者本人と同日までが、退職者医療制度の対象である旨が記載されています。
なお、いずれの場合も、誕生日の末日以降も同じ保険証をそのまま利用できます。

◆転出、社保加入の場合は必ず14日以内に届出を

他の市町村へ転出したり、会社の健康保険に加入した場合は、忘れずに国保の保険証を返還し、国保の資格を喪失する手続きを14日以内に行ってください。

※手続きをしないと、国保税が課税されてしまいます。

◆国保加入の学生の方

在学のため、住所が就学地にある場合、4月1日以降の在学証明書を持参のうえ申請してください。(申請がないと保険証は交付されません。)なお、この保険証を交付さ

れていた方が卒業した場合、ただちに保険証を返還し、国保の資格を喪失する手続きをしてください。

◆「柔道整復師の施術」を受けられる方へ

健康保険等が使える場合の治療の対象となる負傷は、次のとおりです。

- ①医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等(肉離れを含む。)と診断または判断され、施術を受けたとき。

(※骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要。)

- ②骨、筋肉、関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

※内科的原因による疾患など、健康保険等の対象とならない場合もありますので、負傷の原因は正確にお伝えください。

■問い合わせ

市民課国保医療担当
内線127-129・137

水痘(水ぼうそう)ワクチンの定期予防接種(経過措置)について

昨年10月から、定期化になった水痘ワクチンの経過措置は、3月31日までです。対象の方は早めに接種を受けましょう。

■経過措置対象者

- ・3歳～5歳未満(生後36月に至った日の翌日から生後60月に至るまで)

【対象外となる場合】

- ・水痘に罹患している場合
- ・任意接種としてすでに1回以上接種している場合

■接種期限

5歳の誕生日前日または3月31日のどちらか早い期日

■接種回数

1回

■接種費用

無料

※接種を希望される方は予約票を交付しますので、必ず母子健康手帳をご持参のうえ、保健福祉センターまでお越しください。

■問い合わせ

保健課健康増進担当
2314310